■ FamiPay 利用規約　２０２６年１２月改定箇所（新旧対照表）

新	旧
第１１条（反社会的勢力の排除等） １．利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、準暴力団、匿名・流動型犯罪グループ、本項に掲げる者の共生者、その他これに準ずる者またはその構成員　（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 ①～⑤略 ２．利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約するものとします。 ①～④　略 ⑤自己または第三者の名義を利用させ、暴力団員等に本サービスの利用登録または利用をさせる行為 ⑥その他前各号に準ずる行為	第１１条（反社会的勢力の排除等） １．利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、本号に掲げる者の共生者、その他これに準ずる者　（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 ①～⑤　略 ２．利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約するものとします。 ①～④略 ⑤その他前各号に準ずる行為
第２３条（準拠法および合意管轄裁判所） 利用者は、本規約の準拠法を日本法とし、本規約に関連して生じた紛争については、訴額のいかんにかかわらず利用者の住所地、購入地又は当社本社、各支店、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。	第２３条（準拠法および合意管轄裁判所） 利用者は、本規約の準拠法を日本法とし、本規約に関連して生じた紛争については、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。
（略） （２０２６年１２月１日版）	（略） （２０２５年１２月１日版）

■ FamiPay 回数券利用規約　２０２６年１２月改定箇所（新旧対照表）

新	旧
第２１条(管轄裁判所) 本規約、個別規定、利用規約、個別契約及び本サービスに関して生じた一切の紛争については訴額のいかんにかかわらず利用者の住所地、購入地又は当社本社、各支店、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。	第２１条(管轄裁判所) 本規約、個別規定、利用規約、個別契約及び本サービスに関して生じた一切の紛争については、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
(略) （２０２６年１２月１日版）	(略) （２０２５年１２月１日版）

■ FamiPay ギフト利用規約　２０２６年１２月改定箇所（新旧対照表）

新	旧
第１６条(管轄裁判所) 本規約、個別規定、利用規約、個別契約及び本サービスに関して生じた一切の紛争については訴額のいかんにかかわらず利用者の住所地、購入地又は当社本社、各支店、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。	第１６条(管轄裁判所) 本規約、個別規定、利用規約、個別契約及び本サービスに関して生じた一切の紛争については、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
(略) （２０２６年１２月１日版）	(略) （２０２５年１２月１日版）

■ FamiPay ローン利用規約　２０２６年１２月改定箇所（新旧対照表）

新	旧
第１２条（極度額または利用限度額） （略） ３．当社は、第１項の極度額または利用限度額を、アプリ等の当社所定の方法による利用者の申入れがあった場合または利用者の信用状態に基づいて当社が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で当社の認める範囲で増額することができるものとし、当社から法令上必要な書面の交付を行います。なお、当社が当社所定の審査に基づく承認の結果として極度額または利用限度額を増額した場合であっても、利用者は、極度額または利用限度額の減額および、今後の当社による増額の停止を、それぞれ当社所定の方法により申し出ることができるものとします。当社は、利用者から当該申出があった場合は、極度額または利用限度額を本項の定めに基づく当社による増額前の金額まで減額、またはそれ以降の当社による増額を停止するものとします。ただし、本項の定めに基づく増額後に、増額前の金額を超える借入れがなされた場合は、本項に定める減額の申し出（前項の申入れを除きます。）はできないものとします。なお、利用者は、当社が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。	第１２条（極度額または利用限度額） （略） ３．当社は、前項の極度額または利用限度額を、アプリ等の当社所定の方法による利用者の申入れがあった場合または利用者の信用状態に基づいて当社が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で当社の認める範囲で増額することができるものとし、当社から法令上必要な書面の交付を行います。なお、利用者は、当社が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。
（略） （２０２６年１２月１日版）	（略） （２０２４年６月１８日版）